

◇ 2008年(平成20年)9月29日(月)

【自治基本条例とまちづくり条例に関する提案】

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院

法曹養成研究科(法科大学院)

教授 林 勝美(地方自治法専攻)

自治基本条例とまちづくり条例に関する提案について

第1 自治基本条例とまちづくり条例とは別個独立の条例として制定すべき

1 別紙の「三鷹市自治基本条例」と「三鷹市まちづくり条例」

「杉並区自治基本条例」と「杉並区まちづくり条例」

に見られるように、自治基本条例とまちづくり条例とは、別個独立の条例として制定されているのが、実際の例であります。

2 自治基本条例は、主権者である住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにして、市政における自治の基本理念と自治運営の基本原則のもとに、住民自治による参画と協働の市政運営につとめ、憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進するため、市の最高規範として制定されるものが、自治基本条例なのです。

三鷹市自治基本条例は、「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政」

「三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにする」

「条例の最高規範性を規定(条例第3条)」

「日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする」

杉並区自治基本条例は、「区民の信託にこたえ、区民との協働により、区制を行う」

「地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定める」

「区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りをもって区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。」

「条例の最高規範性を規定(条例第31条)」

3 これに対して、まちづくり条例は、別紙の三鷹市及び杉並区の「まちづくり条例」にみられるように、自治基本条例とは、条例の性格・守備範囲が異なるものなのです。

三鷹市 ——⇒ 「市、市民及び事業者が相互の理解、信頼及び協力のもとに高環境及び高福祉の都市づくりをめざし、自然と人間の調和を図りながら、人間主体の都市を協働で創造するものである。」

杉並区 ——⇒ 「用語の意義 まちづくり ——⇒ 良好な市街地形成を目指して行う区、区民及び事業者の活動をいう。」

第2 結論

以上のように、「まちづくり」概念と、「市議会、市長及びその他の執行機関を含む、地方自治体の全体を意味する 市政」の概念とは、異なるものであることがお分かりかと思います。特に、住民の信託に基づき設置される市議会及び市長と、住民との関係に「まちづくり」概念をもってくことは、不適かと思えます。

結論を述べると、「まちづくり」という極めて定義が不正確、かつ、多義的な概念を用いて、実定法である「自治基本条例」を取り込むということは、不適であります。自治基本条例とまちづくり条例とは別個独立の条例として制定すべきであります。

以上

三鷹市自治基本条例

平成 17 年 9 月 30 日

条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市民及び市民自治（第 4 条—第 6 条）

第 3 章 市議会（第 7 条・第 8 条）

第 4 章 執行機関（第 9 条—第 11 条）

第 5 章 市政運営（第 12 条—第 28 条）

第 6 章 参加及び協働（第 29 条—第 35 条）

第 7 章 政府間関係（第 36 条—第 38 条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、

もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

（条例の最高規範性等）

第 3 条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第 2 章 市民及び市民自治

（地域における市民の権利、責務等）

第 4 条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前 2 項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

（市政における市民の権利、責務等）

第 5 条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適

正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければ

ならない。

(適法・公正な市政運営)

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の

監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

(危機管理)

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

三鷹市まちづくり条例

平成8年3月29日
条例第5号改正 平成9年3月31日条例第4号
平成14年12月12日条例第37号平成13年10月4日条例第18号
平成18年3月30日条例第14号

(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

第7章 府県関係

(国、東京都等との府県関係)

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な府県関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

目次

第1章 総則(第1条—第9条)
第2章 土地利用総合計画(第10条—第16条の2)
第3章 地区計画等の案の作成手続(第17条—第20条)
第4章 建築協定(第21条—第23条)
第5章 開発事業及び解体事業(第24条—第44条)
第6章 まちづくり推進委員会(第45条)
第7章 助成等(第46条—第48条)
第8章 雑則(第49条・第50条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、三鷹市基本構想(以下「基本構想」という。)に掲げる基本目標の実現を図るため、三鷹市(以下「市」という。)のまちづくりについて必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

(まちづくりの基本理念)

第2条 この条例によるまちづくりの基本理念は、市、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が、相互の理解、信頼及び協力のもとに高環境及び高福祉の都市づくりをめざし、自然と人間の調和を図りながら、人間主体の都市を協働で創造するものである。

2 市民は、安全でうるおいのある快適な環境を実現するためのまちづくりに参加する権利と責任を有する。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者及び通勤し、又は通学する者並びに市内の土地又は建築物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。
- (2) 事業者 市内における市街地の整備、開発、解体又は保全に係る事業を行う団体及び個人をいう。
- (3) 地区計画等 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。
- (4) 建築協定 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第4章に定める建築協定をいう。

一部改正〔平成13年条例18号・14年37号・18年14号〕

(市の責務)

第4条 市は、まちづくりに関する調査及び研究を行うとともに、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する計画の策定及びその実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの創意と工夫によりまちづくりを推進し、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(事業者の責務)

第6条 事業者は、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって良好な環境を損なわないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(防災のまちづくりの推進)

第7条 市民等は、震災等の災害から生命及び身体の安全を守るため、防災のまちづくりを推進しなければならない。

(福祉のまちづくりの推進)

第8条 市民等は、すべての人が建築物及び都市施設を安全かつ円滑に利用できるようにするため、福祉のまちづくりを推進しなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(都市景観の形成)

第9条 市民等は、三鷹の歴史、風土及び文化に配慮した良好な都市景観を形成しなければならない。

第2章 土地利用総合計画

(土地利用総合計画の策定等)

第10条 市長は、まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、三鷹市土地利用総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する総合計画の策定に当たっては、懇談会の開催等市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第45条に規定する三鷹市まちづくり推進委員会(第6章を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。ただし、規則で定める場合を除く。

一部改正〔平成9年条例4号・13年18号〕

(総合計画の内容等)

第11条 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市のまちづくりの目標及び将来像並びにその実現のための基本的な方針

(2) 住区のまちづくりの目標及び将来像並びにその実現のための基本的な方針

(3) 次条に規定するまちづくり推進地区

(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりに関し必要な事項

2 市長は、前項第2号の事項について定めようとするときは、当該住区の市民のまちづくりに関する提案を反映するように努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(まちづくり推進地区)

第12条 市長は、まちづくりを推進するため、次に掲げる事項を重点的に推進する区域をまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

(1) 再開発の促進又は誘導

(2) 災害に強い都市基盤の整備

(3) 良好な都市景観の形成

(4) 緑と水の保全又は創出

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に応じた一体的かつ計画的なまちづくりに関し

市長が必要と認める事項

2 市長は、推進地区を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進地区を指定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(推進地区指定の申出)

第12条の2 市民は、推進地区の指定を市長に申し出ることができる。

2 市民は、前項の規定による申出を行う場合においては、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕

(まちづくり推進地区整備方針)

第13条 市長は、推進地区を指定したときは、当該地区の市民の意見を聴いて、まちづくり推進地区整備方針(以下「地区整備方針」という。)を策定しなければならない。

2 地区整備方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地区のまちづくりの目標

(2) 公共施設の整備に関する方針

(3) 第12条第1項各号に定める事項の推進に関する方針

一部改正〔平成13年条例18号・18年14号〕

(地区まちづくり推進団体)

第14条 市長は、推進地区のまちづくりを推進するため、規則で定める団体を地区まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することができる。

2 市長は、推進団体を認定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(地区整備方針の実現)

第15条 市長は、地区整備方針に定める内容を実現するため、用地の先行取得及び公共施設の整備の促進等に努めなければならない。

(地区計画等及び建築協定等の活用)

第16条 市長及び推進団体は、総合計画及び地区整備方針に定める内容を実現し、まちづくりを推進するため、地区計画等及び建築協定その他まちづくりに関する法制度等の活用を努めるものとする。

(まちづくり協定)

第16条の2 市長及び推進団体は、推進地区のまちづくりを推進するため、区域を定めて、まちづくりに関する協定(以下「まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 まちづくり協定の内容は、当該推進地区の地区整備方針に適合したものでなければならない。

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定の変更の締結について準用する。

追加〔平成13年条例18号〕

第3章 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の案の作成手続)

第17条 都計法第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法に関しては、この章の定めるところによる。

(地区計画等の原案の申出等)

第17条の2 市民は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

2 市民は、前項の規定による申出を行う場合においては、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面並びに規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、市民が地区計画等の原案を作成するためのまちづくりに関する活動に対し、地区計画等に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

追加〔平成13年条例18号〕

(地区計画等の原案の提示方法)

第18条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

一部改正〔平成13年条例18号〕

(説明会の開催等)

第19条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第20条 市民は、第18条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

第4章 建築協定

(建築協定)

第21条 この章の規定は、建基法第69条の規定に基づき、建築協定に関し必要な事項を定める

ものとする。

(協定事項)

第22条 市の区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

(他の法令との関係)

第23条 前条の規定による建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。

第5章 開発事業及び解体事業

一部改正〔平成18年条例14号〕

(開発事業及び解体事業)

第24条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかの事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者(開発事業に係る施設で営業を行おうとする者が定まっている場合は、その者を含む。以下「開発事業者」という。)は、市長が別に定めるところにより、公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う開発事業で、法令に特別の定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 都計法第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
 - (2) 高さが10メートルを超える建築物(都計法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物。以下同じ。)の建築。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。
 - (3) 共同住宅又は長屋の建築で、戸数が15以上のもの
 - (4) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
 - (5) 商業施設(小売店、飲食店、興行場その他規則で定めるものに限る。以下同じ。)の新設又は増設(既存施設の全部又は一部の用途を変更する場合を含む。以下「新増設」という。)で、一の建築物(一の建築物として規則で定めるものを含む。以下同じ。)において、その建築物内の店舗面積(営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)の合計が500平方メートル以上のもの
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の新増設で、一の施設(一の施設として規則で定めるものを含む。)において、その施設内の作業場面積(製造、加工、作業、保管、処分等の用に供される面積をいう。)の合計が500平方メートル以上のもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 同一の開発事業者又は同一の土地所有者等が、一の開発事業(一の開発事業として規則で定めるものを含む。)の完了の日の翌日から起算して3年以内に、隣接する区域で行う開発事業については、従前の開発事業とあわせたものを一の開発事業とみなして前項の規定を適用する。ただし、市長が一の開発事業とみなすことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる事業(以下「解体事業」という。)のいずれかの事業に関する解体工事(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。以下同じ。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら解体工事をする者(以下「解体事業者」という。)は、当該解体事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。
- (1) 高さが10メートルを超える建築物の解体。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の解体を除く。
 - (2) 共同住宅又は長屋の解体で、戸数が15以上のもの

(3) 商業施設の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの

全部改正〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(環境配慮指針等)

第25条 市長は、開発事業者が開発事業を行うに当たり、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境(以下「環境」という。)の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項その他の事項を環境配慮指針として定めるものとする。

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、環境配慮指針に基づき、環境との調和、環境への負荷の低減その他必要な措置を自ら積極的に講じなければならない。

全部改正〔平成13年条例18号〕

(事前協議)

第26条 開発事業者は、第24条第1項の公共施設及び公益的施設の設置並びに当該開発事業の施行に関し必要な事項について、規則で定めるところにより、事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 開発事業者は、前項の事前協議書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに事前協議変更届出書を市長に提出しなければならない。

3 事前協議書及び事前協議変更届出書は、都計法第29条の規定による開発行為の許可、建築法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請を行う前に提出するものとする。

全部改正〔平成13年条例18号〕

(解体事業計画)

第26条の2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画について、規則で定めるところにより、解体事業計画書を市長に提出しなければならない。

追加〔平成18年条例14号〕

(標識の設置)

第27条 開発事業者又は解体事業者(以下「開発事業者等」という。)は、開発事業又は解体事業(以下「開発事業等」という。)を行おうとするときは、当該開発事業等により影響を受ける市民に開発事業等に係る計画の周知を図るため、当該開発事業等予定地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、市長が標識の設置を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 開発事業者等は、前項の規定により標識を設置したときは、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 開発事業者等は、第1項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに当該標識の内容を訂正するとともに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

全部改正〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(説明会の実施等)

第28条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例(平成7年三鷹市条例第31号)第2条第4号に規定する近隣関係住民(以下「近隣関係住民」という。)に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、当該解体事業の事業敷地境界線から20メートルの水平距離の範囲内又は当該解体事業の事業敷地境界線から当該解体事業に係る建築物等の高さの2倍の水平距離の範囲内のいずれか広い範囲内に土地の所有者又は建築物に関する所有権若しくは賃借権を有する者及び当該範囲内に居住する者(以下「解体事業近隣関係住民」という。)に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 開発事業者等は、前2項の規定により近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民に説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に説明会等の内容について報告するとともに、説明資料等を提出しなければならない。

全部改正〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(指導又は助言)

- 第29条 市長は、第26条の事前協議の際、安全でうるおいのある快適な環境を実現するために、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境配慮指針に基づき、指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、開発事業の施行により、都計法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる施設が、当該開発事業を行う地域における既存施設の処理能力を超えると認めるときは、開発事業者の負担により必要な施設を整備し、又は開発事業が既存施設の処理能力に適合するよう指導することができる。

全部改正〔平成13年条例18号〕

(まちづくり協定の遵守)

- 第30条 開発事業者は、第16条の2第1項の規定により締結されたまちづくり協定に係る区域内において、開発事業を行おうとするときは、当該まちづくり協定の内容を遵守しなければならない。

- 2 市長は、開発事業がまちづくり協定の内容に適合するよう指導又は助言をすることができる。

全部改正〔平成13年条例18号〕

(特定開発事業)

- 第31条 開発事業者のうち、次の各号に掲げる事業(以下「特定開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、規則で定めるところにより、第26条の事前協議の前に、当該特定開発事業に係る計画の策定について、市長と事前相談を行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う特定開発事業で、法令に特別の定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 事業施行面積が3,000平方メートル以上の開発行為

- (2) 敷地面積が5,000平方メートル以上又は延べ面積が1万平方メートル以上の建築物の建築

- (3) 高さが31メートルを超える建築物又は都計法第8条第1項第3号に規定する高度地区のうち、第1種高度地区以外の高度地区(高度地区の指定がない地区を含む。)内で、第1種高度地区から10メートルの水平距離の範囲内において、高さが20メートルを超える建築物の建築

- (4) 第24条第1項第5号に規定する開発事業で、新增設を行う商業施設において午後11時から翌日の午前6時までの間に営業を行うもの又は店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

- (5) 第24条第1項第6号に規定する開発事業で、作業場面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認める施設の新增設

- 2 店舗面積の合計が500平方メートル以上の商業施設で、新增設を行うことなく、既存施設における営業時間を変更し、午後11時から翌日の午前6時までの間に営業を行うものについては、本章の特定開発事業に関する規定に準じて取り扱うものとする。

- 3 市長は、第1項の事前相談においては、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境配慮指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

- 4 特定開発事業者は、特定開発事業を計画するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(環境配慮計画書の作成等)

- 第32条 特定開発事業者は、前条第1項の事前相談を経て、第26条第1項の事前協議書を提出するときは、規則で定めるところにより、当該特定開発事業の実施による環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を記載した計画書(以下「環境配慮計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、環境影響評価に関する法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、環境配慮計画書の作成に当たり、環境配慮指針に適合するよう努めな

ければならない。

- 3 特定開発事業者は、環境配慮計画書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに環境配慮計画変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、特定開発事業に係る施設の開設後において、周辺の環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、特定開発事業者に対して、環境に及ぼしている影響の状況及びそれに対する配慮の方策について、報告を求めることができる。

追加〔平成13年条例18号〕

(環境配慮計画書の周知)

- 第33条 特定開発事業者は、環境配慮計画書を作成し、又はその内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、第28条第1項に規定する説明会等の方法により近隣関係住民に環境配慮計画書の内容又は変更した内容を周知させなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、前項の説明会等を行ったときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(環境配慮計画書の審査等)

- 第34条 市長は、第32条第1項の規定により提出された環境配慮計画書、同条第3項の規定により提出された環境配慮計画変更届出書又は同条第4項の規定による報告を審査し、必要があるときは、特定開発事業者に対し、環境への配慮について指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、特定開発事業が周辺の環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、次条に規定する三鷹市環境配慮審査会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、環境配慮計画書又は環境配慮計画変更届出書(以下「環境配慮計画書等」という。)を審査したときは、規則で定めるところにより、速やかに審査結果を特定開発事業者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕

(環境配慮審査会)

- 第35条 市長の附属機関として、三鷹市環境配慮審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例によりその権限に属する事項を調査審議する。

- 3 審査会は、法律、建築又は環境等の分野に関し専門の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成13年条例18号〕

(市民の意見書の提出等)

- 第36条 市長は、必要があると認めるときは、開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、当該開発事業等により影響を受ける市民の意見を聴くことができる。

- 2 開発事業等により影響を受ける市民は、当該開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

- 3 市長は、第1項の意見聴取又は前項の意見書により、必要があると認めるときは、開発事業者等に対し、指導又は助言をすることができる。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(開発事業の同意)

- 第37条 市長は、第26条の事前協議が終了したときは、開発事業の同意をするものとする。

- 2 市長は、前項の同意をしたときは、規則で定める開発事業同意書により、速やかに開発事業者に通知するものとする。

追加〔平成13年条例18号〕

(開発協定)

- 第38条 市長及び特定開発事業者は、前条の開発事業の同意の後、速やかに当該開発事業に関する協定を締結するものとする。

追加〔平成13年条例18号〕

(紛争の予防)

- 第39条 開発事業者等は、開発事業等の施行に当たっては、周辺の生活環境等を害さないよう

必要な措置を講ずるとともに、紛争を生じないように努めなければならない。
追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

次へ

杉並区自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 区民の権利及び義務（第4条・第5条）

第4章 事業者の権利及び義務（第6条）

第5章 区の責務（第7条）

第6章 区議会（第8条－第10条）

第7章 執行機関（第11条－第13条）

第8章 区政運営（第14条－第24条）

第9章 参画及び協働（第25条－第29条）

第10章 国及び他の地方公共団体との協力（第30条）

第11章 条例の位置付け（第31条）

第12章 委任（第32条）

附則

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 区民

区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。

2 事業者

区内において、事業活動を行うものをいう。

3 参画

政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。

4 協働

地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第2章 基本理念

第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創^{つく}っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第3章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、行政サービスを

等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第5条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第4章 事業者の権利及び義務

第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第5章 区の責務

第7条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

第6章 区議会

(区議会に関する基本的事項)

第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

第7章 執行機関

(執行機関に関する基本的事項)

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

第8章 区政運営

(基本構想等)

第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

(総合的な行政サービスの提供)

第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

なければならない。

(情報の公開及び提供)

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政運営の原則)

第22条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第23条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第24条 区は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第10章 国及び他の地方公共団体との協力

第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第11章 条例の位置付け

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

第12章 委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

杉並区自治基本条例に付する付帯決議

本条例の施行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。

- 1 本条例の杉並区における住民自治発展の基盤としての重要性に鑑み、本条例の趣旨、内容について、区民の十分な理解が得られるよう周知徹底に努めること。
- 2 区が定める最高規範である本条例の趣旨との整合性を図るため、新たに条例等を制定するに当たっては本条例の趣旨を最大限尊重するとともに、既に制定してある条例等についても早急に見直しを進めること。
- 3 本条例は、全く新たな自治立法の試みであることから、条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し、検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

杉並区まちづくり条例

目 次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進

第1節 まちづくり基本方針（第8条）

第2節 区民等からの地区計画等の原案の申出等（第9条）

第3節 地区計画等の案の作成手続（第10条～第12条）

第3章 まちづくりルール及びまちづくり協議会

第1節 まちづくりルール（第13条）

第2節 まちづくり協議会（第14条・第15条）

第4章 まちづくりへの支援（第16条）

第5章 委任（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりについて基本となる理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する施策の基本的な事項及びまちづくりへの参画の手続を定めることにより、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 まちづくり 良好な市街地形成を目指して行う区、区民及び事業者の活動をいう。
- 二 まちづくり基本方針 区の基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき定めるものをいう。）が示すまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向を提示するものをいう。
- 三 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。
- 四 杉並区都市計画審議会 杉並区都市計画審議会条例（平成12年杉並区条例第15号）に基づく附属機関をいう。

（基本理念）

第3条 区、区民及び事業者は、協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むものとする。

- 2 区、区民及び事業者は、まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする。
- 3 区、区民及び事業者は、住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする。

（区の責務）

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まちづくりについての必要な調査を行うとともに、まちづくりの基本的かつ総合的な計画を策定し、及び計画的に事業を実施しなければならない。

- 2 区は、前項に規定する計画の策定及び事業の実施に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、まちづくりに関する知識の普及及

び情報の提供をするとともに、当該計画の策定及び事業の実施に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

3 区は、区民等が行うまちづくりに対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、良好な市街地形成を目指し、協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、周辺の環境に配慮し、地域におけるまちづくりに貢献しなければならない。

2 大規模な建築物（延べ面積が3,000㎡以上の建築物をいう。）を建築しようとする事業者は、当該建築に係る計画の内容についての必要な情報を、規則で定めるところにより、早期に近隣関係住民（当該建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内にある土地又は建築物に関し権利を有する者をいう。）に提供するよう努めなければならない。

(公共事業を実施する者の説明責任)

第7条 公共事業を実施しようとする者は、当該事業に係る計画の内容について、説明会の開催その他の方法により、当該事業を実施する区域に係る土地及びその付近地の区民等に説明するよう努めなければならない。

第2章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進

第1節 まちづくり基本方針

第8条 区長は、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、まちづくり基本方針を策定するものとする。

2 まちづくり基本方針は、次に掲げる事項について定める。

一 都市計画マスタープラン（法第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。）

二 前号に掲げるもののほか、まちづくりに関する目標及びその実現のための基本的な方針その他必要な事項

3 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、区民等の意見を反

映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、まちづくり基本方針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、まちづくり基本方針の変更について準用する。

第2節 区民等からの地区計画等の原案の申出等

第9条 区民等は、法第16条第3項の規定に基づき、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を区長に申し出ることができる。

2 区民等は、前項の規定による申出を行う場合においては、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面並びに規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による申出があったときの処理については、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の原案の縦覧)

第10条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- 二 縦覧場所

(説明会の開催等)

第11条 前条に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案を提示しようとする場合において必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第12条 第10条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに意見書を区長に提出して行うものとする。

第3章 まちづくりルール及びまちづくり協議会

第1節 まちづくりルール

第13条 区長は、区民等が区域を定めて、まちづくりに関する取決めをしたもののうち、当該取決めが、良好な市街地の保全に資することその他規則で定める事項に該当すると認められるときは、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴いて、区民等による地域におけるまちづくりに関する取決め（以下「まちづくりルール」という。）として登録し、及びその旨を公表するものとする。

- 2 前項に定めるまちづくりルールの登録を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に登録の申請をしなければならない。
- 3 区民等は、第1項の規定により区長が登録したまちづくりルールに係る区域内においては、当該まちづくりルールの内容に配慮して、協力するよう努めなければならない。

第2節 まちづくり協議会

（まちづくり協議会の要件）

- 第14条 区長は、地域におけるまちづくりを目的とする組織で、当該地域において居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物等に関し権利を有する者（以下「地域住民」という。）で構成され、かつ、規則で定める要件に該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。
- 2 区長は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

（まちづくり協議会の認定の申請）

- 第15条 前条第1項に定めるまちづくり協議会の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に認定の申請をしなければならない。

第4章 まちづくりへの支援

- 第16条 区長は、まちづくり協議会その他規則で定める組織（以下「まちづくり協議会等」という。）の活動に対し、必要があると認めるときは、まちづくりに関して専門知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うことができる。
- 2 区長は、まちづくり協議会等に対し、地域におけるまちづくりに必要な知識の普及及び情報の提供をするよう努めなければならない。
 - 3 前2項に掲げるもののほか、区長は、地区計画等の作成に当たっては、地域住民で構成された組織の結成を支援するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

のとする。

第5章 委任

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 杉並区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第35号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存するまちづくり基本方針は、第8条第1項の規定により策定したものとみなす。
- 4 区長は、この条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 杉並区都市計画審議会条例（平成12年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。
第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の一条を加える。
（部会）
第7条 審議会に、次に掲げる事項を処理するため、まちづくり専門部会（以下「部会」という。）を置く。
一 杉並区まちづくり条例（平成14年杉並区条例第45号。以下「まちづくり条例」という。）第9条第1項に規定する地区計画等の原案の申出に係る処理に関すること。
二 まちづくり条例第13条第1項に規定するまちづくりルールの登録に関すること。
三 まちづくり条例第14条第1項に規定するまちづくり協議会の認定に関すること。
2 部会の委員及び部会長は、第2条第1項及び第3項に規定する委員のうちから、会長が指名する。